

ほっかいどう企業の森林づくり



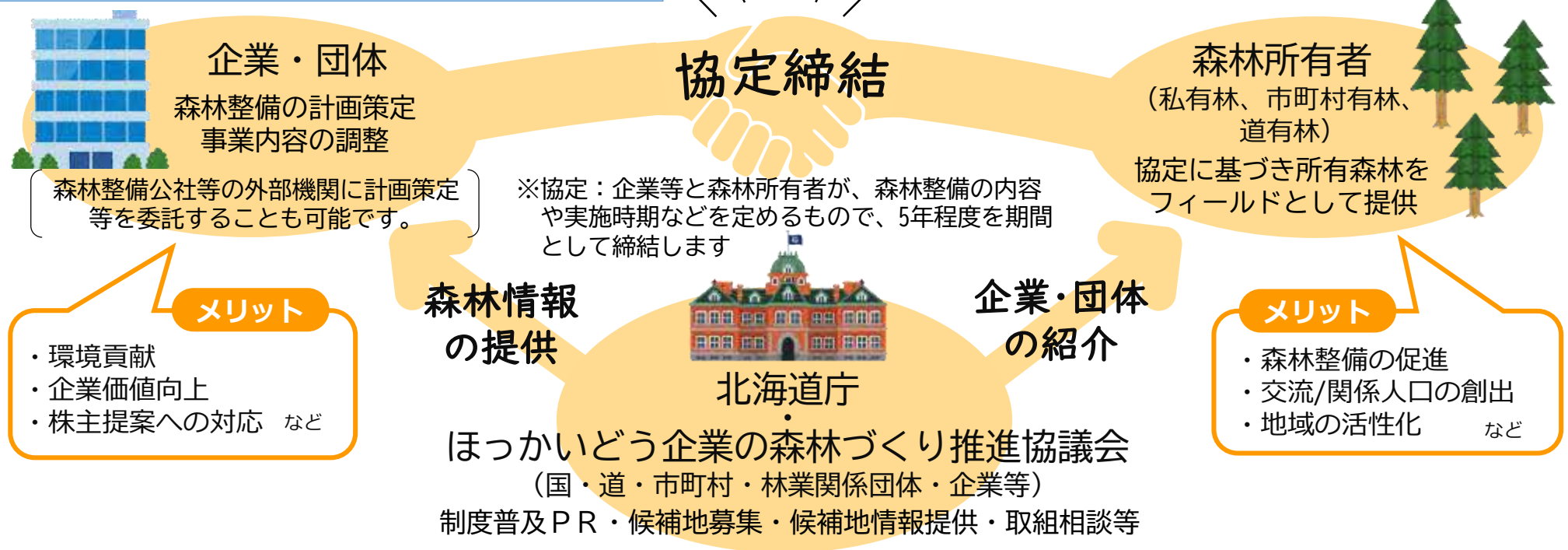
道では、企業等の環境意識の高まりなどを踏まえ、道民と企業等とが連携した森林づくりを進め、森林の持つ多様な役割を高めていくことが重要であると考えています。

このため、道では、「ほっかいどう企業の森林づくり」を平成19年度にスタートさせ、令和4年度には新たに参加企業数や森林づくりの面積拡大を図るため、関係機関で構成する協議会を設置し、森林の整備を希望する企業・団体と、フィールドを提供する森林所有者(市町村有林等)を募集し、森林整備に関する協定締結に向けた調整など、企業等と森林所有者の橋渡しに取り組んでいます。



ロゴマーク

■「ほっかいどう企業の森林づくり」のイメージ



【お問い合わせ先】 北海道水産林務部森林環境局森林活用課 木育推進係 011-204-5516

※「ほっかいどう企業の森林づくり」ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/kigyounomoridukuri.html>



ほっかいどう企業の森林づくり 令和5年度協定締結状況



- ① JFEスチール労働組合連合会・北海道（道民の森）

▶ 令和5年4月28日協定締結

- ② JFEエンジニアリング(株)・由仁町

▶ 令和5年5月30日協定締結



- ③ (株)日立製作所 北海道支社・月形町

▶ 令和5年8月22日協定締結



- ④ アイフォレスト(株)・鷹栖町

▶ 令和5年8月24日協定締結



- ⑦ NPO法人森のライフスタイル研究所・当別町

▶ 令和5年9月25日協定締結

- ⑤ 日本トーカンパッケージ(株)・沼田町

▶ 令和5年8月29日協定締結



- ⑥ 住友林業(株)木材建材事業本部 北海道支店・栗山町

山地ユナイテッド(株)・栗山町
北海広葉木材(株)・栗山町
(株)吉条木材商会・栗山町

▶ 令和5年9月21日協定締結



(4社合同)

- ⑧ トヨタ自動車北海道(株)・むかわ町

▶ 令和5年9月27日協定締結



- ⑨ (株)つうけん・北斗市

▶ 令和6年1月31日協定締結



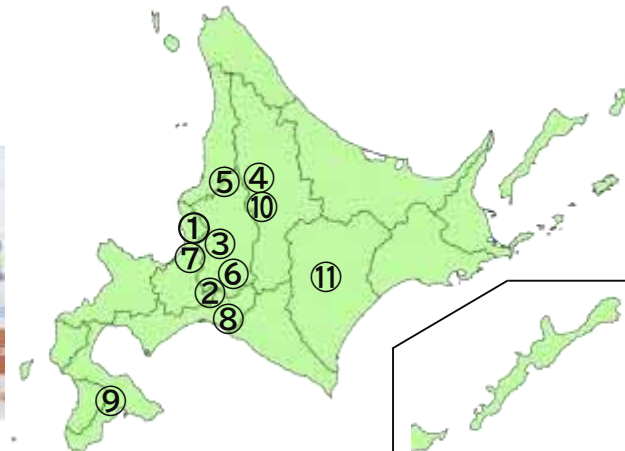
- ⑩ (株)つうけん・旭川市

▶ 令和6年2月6日協定締結



- ⑪ (株)つうけん・音更町

▶ 令和6年3月15日協定締結



「ほっかいどう企業の森林づくり」の概要

北海道は、森林の有する公益的機能の発揮・保全を図るため、企業等のCSR活動等による森林整備をサポートしています。道内民有林の整備を行う企業・団体を全国から募集するとともに、企業等による森林整備を希望する森林を募集し、企業等と森林所有者の橋渡しを行っています。

1. 対象森林

北海道内の民有林（私有林・市町村有林・道有林）

※森林法第5条に基づく地域森林計画の対象森林に限ります

※抵当権が設定されていないことなど一定の条件を満たす必要があります

※企業による森林整備の後、一定期間樹木の伐採や森林の売買は出来ません

2. 取組概要

項目	内容等
形態	・企業等と森林所有者が協定を締結し、企業等は森林を無料で利用し、森林整備を行います。
整備内容	・造林（地拵え・植え付け）、下草刈り、除伐、間伐、枝打ち、路網整備 等
企業の利用方法	・整備対象森林の命名や企業名等の看板設置 ・レクリエーションや社員研修の場としての林業体験等
候補地	・場所や面積、アクセスなどの条件により異なりますので、ご相談ください

「ほっかいどう企業の森林づくり」の概要

3-1. 協定内容の概要

基本事項	内容
1. 森林利用料	無償
2. 森林整備計画の作成（市町村森林整備計画に準拠したもの）	必須
3. 森林整備の費用負担	企業等が負担
4. 立木の所有権の帰属	森林所有者
5. 立木伐採の原則禁止（除伐・間伐を除く）	必須
6. 植栽木の所有権の帰属	森林所有者
7. 森林整備期間中の義務 （1）企業等の義務 ①善良な注意義務 ②北海道や市町村等の助言・指導の尊重 ③森林整備計画に基づく整備 ④正当な理由のない森林整備中断の禁止 （2）森林所有者の義務 ①正当な理由のない森林整備者及び関係者の立ち入り拒否の禁止 ②協定期間内において、伐採や売買など立木の原則処分の禁止 ③協定期間内において、抵当権、地上権の第3者への貸し付けの禁止	—
8. 森林整備終了後の義務 （1）10年以上立木伐採、森林売買の禁止 （2）義務を履行できない場合に森林整備者と協議し、相当する費用の返還	—

「ほっかいどう企業の森林づくり」の概要

3-2. 協定内容の概要

選 択 事 項	内 容
1. 森林整備の期間	概ね3年から5年程度 ただし、植栽の場合は7年程度
2. 森林整備の方法	直営・委託
3. 林業体験やレクリエーションの実施	要・不要
4. 森林の命名権	要・不要
5. 看板などの設置	要・不要
6. 除伐及び間伐による伐採木の所有権の帰属	森林所有者・企業等

4. 森林整備の委託

協定に基づく森林整備において、企業等が自ら行うことが難しい地拵えや苗木調達、下草刈り、鳥獣被害防止対策（野鼠・鹿等）などの森林整備の全部又は一部を林業事業体等に委託することが出来ます。その際の費用は、企業等の負担となります。

5. その他

義務ではありませんが、企業等と森林所有者が実施する「協定調印式」や、支援企業の社員や家族、地域住民等が参加する「植樹祭」も実施出来ます。